

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する情報提供取扱要領

令和3年4月30日 都市計画部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設廃棄物の適正なリサイクルを促進するため、加古川市における建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に基づく届出（以下「届出」という。）に関する情報について、提供希望者が迅速かつ容易に得られるよう、当該情報の提供（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求権者)

第2条 何人も、建築指導課長に対し、情報提供を請求することができる。

(情報提供の対象)

第3条 情報提供の対象は、請求日の属する年度の前年度及び請求日の属する年度に行われた届出に伴う書類のうち、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）に規定する様式第1号及び別表1から別表3までの書類とする。

2 前項に規定する書類に記載された内容のうち、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第5条第1号から第7号までに掲げる情報については、提供しない。

(手続き等)

第4条 情報提供を請求しようとする者は別記様式を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報提供に関する手続きは、加古川市情報提供推進要綱（平成29年市長決定）による。

(写しの交付)

第5条 前条第1項の規定による請求において、写しの交付を求める者は、当該写しの交付に要する費用をあらかじめ納付しなければならない。

2 前項の費用は、加古川市情報公開条例施行規則（平成10年規則第37号）第5条第2項に規定する額とする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、加古川市情報提供推進要綱による。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

<別記様式>

情報提供申出書

年 月 日

所属長名

様

申出者 氏 名

住 所

電話番号

提供を求める情報の内容	
希望する提供方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

(注1) 各欄に必要な事項を記入してください。

(注2) 「提供を求める情報の内容」欄については、担当課と相談のうえ、できるだけ具体的に記入してください。

(注3) 写しの交付に要する費用は、申出者の負担となります。

白黒10円/1枚、カラー20円/1枚